

上尾市職員の災害派遣手当に関する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 7 日

上尾市長 島 山 稔

上尾市規則第 1 7 号

上尾市職員の災害派遣手当に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、上尾市職員の給与に関する条例（昭和 3 0 年上尾市条例第 1 4 号）第 1 6 条の 5 の 2 に規定する災害派遣手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害派遣手当の額等)

第 2 条 災害派遣手当は、派遣された職員がその住所又は居所を離れた場所の施設に滞在した期間及び当該施設の区分に応じ、別表に定める額を支給する。

2 前項の期間は、派遣された職員が同項の施設に滞在を開始した日からこれを終了した日の前日までの期間とする。

(支給日)

第 3 条 災害派遣手当は、その月の分を翌月 2 1 日に支給する。ただし、その日が休日（上尾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 7 年上尾市条例第 1 5 号）第 9 条に規定する休日をいう。以下同じ。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日に支給する。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特別の事情があると認めるときは、特に期日を定めて災害派遣手当を支給することができる。

(その他)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、災害派遣手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

滞在した期間	公用の施設又はこれに準ずる施設（1日につき）	その他の施設（1日につき）
--------	------------------------	---------------

30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

備考 「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業の施設以外の施設をいう。